

韓国の財政構造とその政策課題について

(韓国経済構造調整シリーズ No.1)

横浜市立大学 商学部
鞠 重鎬

2001年12月

環日本海経済研究所
(ERINA)

韓国の財政構造とその政策課題について*

鞠 重鎬(クック ジェホ)
横浜市立大学 商学部

目次

- ・ 始めに 公共部門の範囲
- ・ 中央政府と地方政府の規模
- ・ 中央政府の歳入と歳出
- ・ 国と地方との財政関係
- ・ 地方の歳入と歳出構造
- ・ 財政構造に係わる政策課題

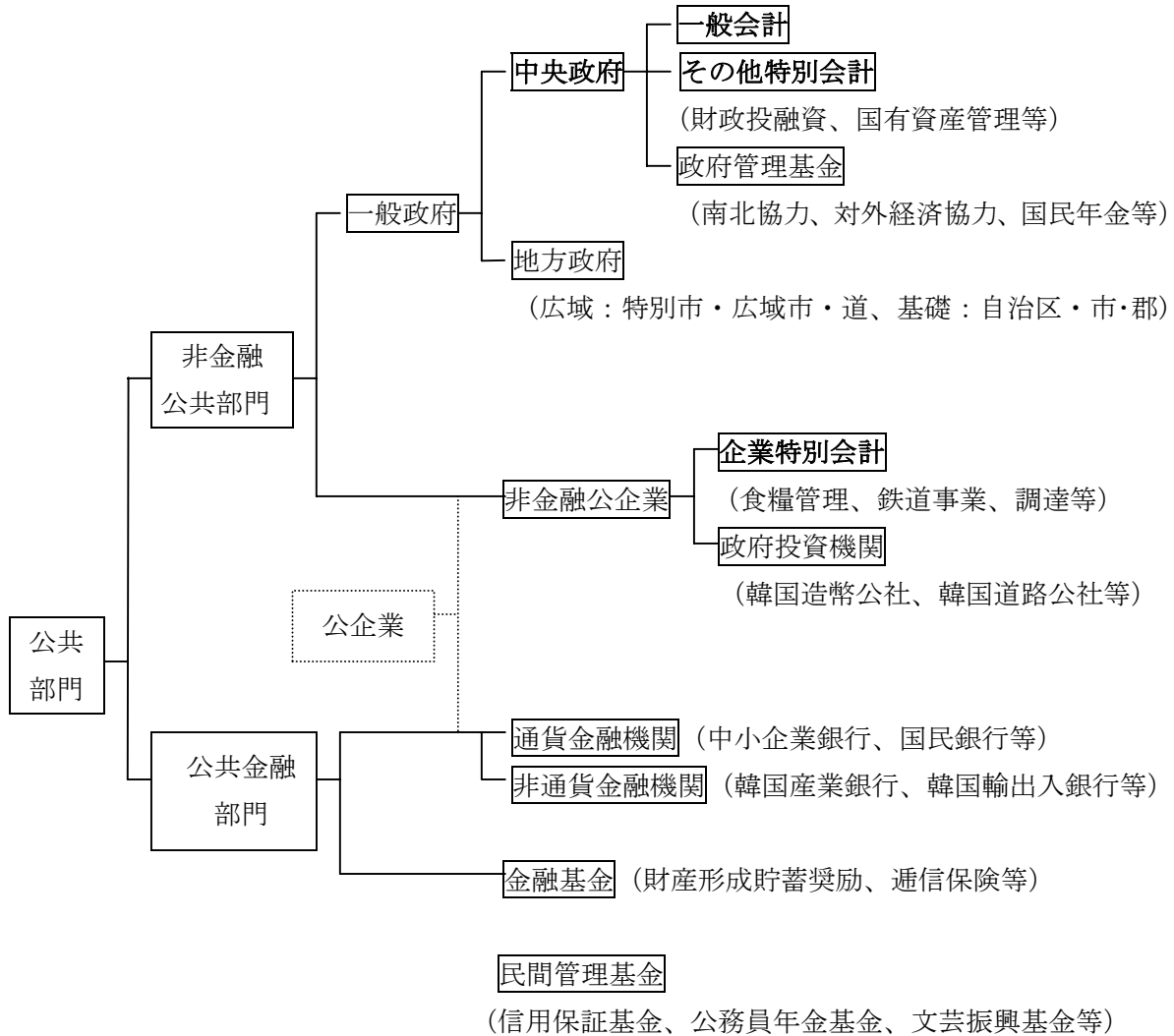
・ 始めに 公共部門の範囲

本稿では、韓国の中央政府と地方政府を主な対象として、それぞれの歳入と歳出構造、及び政府間財政関係に焦点を当てて述べた後、韓国の財政構造に係わる問題点やその政策課題について調べる。

財政とは、一言でいうと政府の経済活動を意味する。政府といってもその範囲は様々で、どこまでを政府の範囲とするかについては、その統計を発表する機関や研究の対象範囲等によって異なる。たとえば、韓国の財政経済部（財務省に相当）が発表する「韓国統合財政収支」の場合、IMFの財政統計指針(Manuals on Government Finance Statistics)を参考に作成されており、韓国銀行（中央銀行）で発表する「国民所得勘定」の場合、SNA(Systems of National Accounts)の分類基準に従って作成している。その結果、各統計書に載っている政府関連の統計数値も異なるのが通常である。また、公的部門と政府とは異なる概念として使われる。一般に、公的部門が政府を包括する概念として使われる。しかし、韓国における公的部門の分類は非常に複雑であり、韓国財政の政策課題に関する研究の中には、政府の範囲をどう定めるかによる財政収支への効果に関する議論（例えば、李・趙(1996)）や、公的部門の範囲そのものに関する議論（例えば、玉(1997)）などがある。まず、韓国の公的部門について図示した図1を参考に、その範囲をより具体的に見てみよう。

* 本稿は、2001年9月29日、ERINAの韓国経済構造調整研究会で発表したものである。参加者の親切なコメントに感謝の意を表したい。

図1 公共部門の範囲



資料：玉東石(1997)と李昌鏞・趙潤濟(1996)に基づいて作成。

図1に見るように、韓国の公的部門は、非金融公的部門と公共金融部門とに分類でき、前者の非金融公的部門が財政と深く関わっている。非金融公的部門は、通常の中央政府と地方政府の会計を包括する概念であり、一般政府と非金融公企業とになされる。一般政府には、中央政府と地方政府とが含まれる。また、中央政府の場合、一般会計、その他特別会計、及び政府管理基金に構成される。地方政府については、その広さや役割を基準に、ソウル特別市・広域市・道という広域自治体と、自治区・市・郡という基礎自治体とに区別することができる。図1には現れていないが、地方政府を会計別に区別すると、一般会計

と特別会計とになされる。一方、非金融公企業には、食糧管理特別会計や鉄道事業特別会計などの企業特別会計¹と、韓国造幣公社や韓国道路公社などの政府投資機関とが含まれる。

公共金融部門の場合、中小企業銀行や国民銀行などの通貨金融機関、韓国産業銀行や韓国輸出入銀行などの非通貨金融機関、及び財産形成貯蓄奨励基金や通信保険などの金融基金という三つに構成される。広い意味における公企業には、上述した非金融公企業に加え通貨金融機関と非通貨金融機関とが含まれる（図1の点線を見よ）²。

公的部門の範疇には含まれない民間管理基金が存在し、その種類としては信用保証基金、公務員年金基金、及び文芸振興基金など、数多く存在する。しかし、民間管理基金の場合、純粹に民間に任されているとは言い難く、多くの基金が公的部門に係わっているのが現状である。例えば、民間管理基金に含まれる科学振興基金、輸出保険基金、環境汚染防止基金などは政府の出資金の割合が高いため、民間管理基金といっても公的部門の影響を強く受けている。これは、公的部門の範囲をどう決めるかがどれ程難しいかを語る例でもある。

ここで、政府の範囲に関する一つの参考として財政経済部が発表する統合財政の範囲について述べよう。財政経済部は、中央政府における一般会計、その他の特別会計、そして非金融公企業における公企業特別会計という三つ（図1の太い文字）の会計のみを対象とした統合財政の統計値を毎年公表している³。統合財政というものが、金融ではなく財政を対象にするため統合財政の範囲に公的金融部門は含まれない。つまり、統合財政の中には、地方政府、中央政府における政府管理基金、及び非金融公企業における政府投資機関が含まれないことに注意を要する。

財政構造と関連して一般政府、すわち中央政府や地方政府（特に、一般会計）が、他の公的部門と異なる点は何であろうか。それは、中央・地方政府以外の公的主体が特定の目的のために設けられているのに対して、一般政府の場合、特定の目的を設けずその経済活動を行うということにある。それだけ一般政府の役割には多様性があることを意味する。本稿においては、このような政府の一般性あるいは多様性という側面を考慮し、韓国の中央政府と地方政府を主な対象とし、その仕組みや政策課題を議論する。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では中央政府と地方政府の規模、第3節では中央政府の歳入と歳出構造、第4節では政府間財政関係、及び第5節では地方政府の歳入と歳出構造について述べる。最後の第6節では、韓国の財政構造に係わる問題点やその政策課題について調べる。

¹ これとは別に、地方財政における特別会計は、公企業特別会計とその他特別会計とになされる。本文の企業特別会計は中央財政における特別会計を意味する。

² しかし、この公企業の概念にも、地方財政の特別会計の一つである公企業特別会計は含まれていない。

³ たとえば、韓国財政経済部 (<http://sallimi.mofe.go.kr/>) を参照されたい。

．中央政府と地方政府の規模

本節では、韓国の中央政府財政と地方政府財政における一般会計と特別会計の規模について述べる。表 1 は、1999 年度中央・地方政府の一般会計と特別会計の規模を表したものである。

表 1 韓国の財政規模（1999 年度決算額）

単位：兆ウォン、%

中央政府			地方政府		
項目	歳入	歳出	項目	歳入	歳出
一般会計 (CGA)	84.3	80.5	一般会計 (LGA)	53.8	39.8
特別会計 (CSA)	65.7	61.7	特別会計 (LSA)	19.3	14.2
その他特別会計	56.0	53.5	その他特別会計	10.6	8.4
企業特別会計	9.7	8.2	公企業特別会計	8.7	5.8
			教育費特別会計(ESA)	20.2	18.2
合計 (CG)	150.0	144.2	合計 1(LGA+ LSA)	73.1	54.0
			合計 2(LGA+ LSA+ESA)	93.3	72.2
一般会計/GDP	17.7%	16.9%	一般会計/GDP	11.3%	8.4%
合計/GDP	31.4%	30.3%	合計 1/GDP	15.3%	11.3%
			(合計 1－移転支出)/GDP	11.3%	7.2%
			合計 2/GDP	19.6%	15.2%
			(合計 2－移転支出)/GDP	12.5%	8.1%
			地方/(地方+中央):一般会計規模 ¹⁾	30.0%	21.5%
			合計規模 ²⁾	26.3%	19.3%
			合計規模 ³⁾	28.4%	21.1%

注：各年度の地方/(地方+中央)の規模計算においては、中央からの移転支出を差し引いた計算である。参考に、1999 年度韓国の GDP は 476 兆ウォンである。韓国の会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までであるため、年と年度の区別は必要ない。

1) 一般会計規模 = (LGA - LGA での移転支出) / (CGA + LGA - LGA での移転支出)

2) 合計計算 1 = (合計 1 - 合計 1 での移転支出) / (CG + 合計 1 - 合計 1 での移転支出)

3) 合計計算 2 = (合計 2 - 合計 2 での移転支出) / (CG + 合計 2 - 合計 2 での移転支出)

要するに、合計 1 は、教育費特別会計を除く規模であり、合計 2 は、それを含む規模である。

資料：行政自治部『地方財政年鑑』2000。

財政經濟部のホーム・ページ <http://www.mofe.go.kr/> の資料。

韓国銀行『調査統計月報』2001 年 3 月。

地方財政の規模を表すとき、GDP や一般政府（中央+地方政府）に対する比率がよく用いられる⁴。表 1 に見るように、中央政府⁵と地方政府の範囲をどう定義するかによって、その

⁴ 日本では、一般政府という場合、地方政府、中央政府、及び社会保障基金を合わせた概念として使うが、

規模は様々であることがわかる⁶。

表 1 より、韓国の地方政府の規模は、中央政府よりもはるかに小さいことが分かる⁷。1999 年度、中央政府における一般会計の歳入と歳出の対 GDP 比は、それぞれ 17.7%と 16.9%となっているのに対して、地方政府におけるそれらは、それぞれ 11.3%と 8.4%となっている（表 1 中央の[一般会計/GDP]の行を見よ）。一般会計と特別会計とを合わせた総歳出の規模からすると、中央と地方との財政の格差はさらに大きくなる。その規模が表 1 の右下の一般会計規模の欄に載せられている。中央政府財政の場合、一般会計と特別会計の合計規模の対 GDP 比は、歳入で 31.4%、歳出で 30.3%を占めている。これに対して、地方政府の一般会計に地方公企業・その他特別会計及び地方教育費特別会計を合わせた歳入と歳出の対 GDP 比は、それぞれ 19.6%と 15.2%となっている（表 1 の[合計 2/GDP]の行を見よ）。しかも、この地方財政の歳入と歳出には、中央政府からの移転財源が含まれている。中央政府からの移転支出を差し引いた歳入と歳出の規模は、それぞれ 12.5%と 8.1%となり（表 1 の[(合計 2-移転支出)/GDP]を見よ）、その規模が格段に小さくなることがわかる。この計算結果は、韓国の地方政府において、中央政府への依存度がそれだけ高いことを意味する。ちなみに、地方財政の歳入と歳出との間に大きな差があるのは、韓国の地方財政が繰越金を発生させる構造となっているからであり、これも韓国財政の構造的な問題点の一つである⁸。

次に、一般政府（中央+地方政府）に対比した地方政府の歳入と歳出の大きさについて簡単に述べよう。その会計別の計算結果が表 1 の右下に掲載してある。各計算結果は、移転支出を差し引いて計算した数値である。これらの計算結果からも、地方財政の規模が中央政府の規模よりも、はるかに小さいことがわかる。例えば、地方政府の総財政規模（一般会計に地方公企業・その他特別会計及び地方教育費特別会計を合わせたもの）が、一般政府（中央+地方政府）の総財政規模に占める割合をみると、歳入で 28.4%、歳出で 21.1%に過ぎない（表 1 の最下行の合計規模 2 を見よ）。

以上のように地方財政の規模が中央財政に比べ格段に小さくなっているのは、単に 1999 年に限ることではない。ここでは提示していないが、1990 年代後半の地方と中央財政の規模を計算してもその規模の大きさはそれ程変りはない。

韓国での一般政府の概念は、地方政府と中央政府を合わせた概念として使う。韓国では、年金等の社会保障基金は、公共基金会計として別途に管理される。

⁵ 日本では、中央政府を「国」という用語をも使用するが、韓国では、主に「中央政府」という用語を使用する。

⁶ 韓国において、中央政府の決算は、一般会計、特別会計(23)、公共基金、国家債権・債務、及び国有財産・物品会計と区別して発表する。中央政府財政には、一般会計、その他特別会計(18)、公共基金(34)、歳入歳出外(歳計余剰金等)が、また地方政府財政には、一般会計、その他特別会計、地方教育費特別会計が含まれる。一方、非金融公企業特別会計には、穀物管理・鉄道事業・通信事業・調達事業特別会計などが含まれる。財政經濟部 (<http://sallimi.mofe.go.kr>)及び <http://www.mofe.go.kr>) 資料。

⁷ 日本の場合には、国の財政規模よりも地方の財政規模が大きい。例えば、1999 年地方財政計画上の国の一般歳入は 81.9 兆円、地方の一般歳入は 88.5 兆円である。資料は、横浜市『横浜市の財政状況 平成 12 年度』12 月を参照。

⁸ 詳しいことについては、鞠(2000)を参照されたい。

．中央政府の歳入と歳出

ここでは、主に韓国の財政経済部の資料を用いて中央政府の歳入と歳出構造について調べる。表 2 は、2000 年の歳入と歳出決算総括を示したものである。

表 2 韓国中央政府の歳入と歳出（2000）

単位：億ウォン

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳計余剰金 (C=A-B)	繰越額 (D)	純余剰金 (C-D)
総計	1,616,929	1,522,520	94,409	33,628	61,781
一般会計	926,022	874,645	51,377	10,822	40,555
特別会計	690,907	647,875	43,032	22,806	20,226

資料：財政経済部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>

表 2 に見るように、2000 年度中央政府における一般会計の歳入額は 161 兆 6,929 億ウォン、歳出額は 152 兆 2,520 億ウォンであり、3 兆 3,628 億ウォンの繰越額、6 兆 1,781 億ウォンの純余剰金が発生している。この純余剰金の規模は 1999 年度に比べ、多額の増加となっている⁹。増加した理由は、一般会計歳入における租税収入が予算よりも大きく増加したことによる。表 2 の財政経済部の資料によると、2000 年度租税収入は、予算よりも 19.2% (13 兆 1,845 億ウォン) 増収している¹⁰。一方、2000 年度税外収入（徴収額：10 兆 6 千億ウォン）は、予算よりも 46.7% (9 兆 3,186 億ウォン) 減収したが、全体的には予算よりも 4.4% (3 兆 8,659 億ウォン) が超過徴収されている。税外収入が予算より少なくなったのは、租税収入の徴収好調によって国債発行規模を計画よりも縮小し、韓国通信などの政府保有株式の売却が順調ではなかったからである。

韓国の国税収入は、個人所得税、法人税、及び付加価値税が主な税目となっている。現行韓国の国税構造を予算額と対比して表したのが、表 3 である。

⁹表 2 に載っている財政経済部の資料によると、一般会計は、1999 年度に比べ 1 兆 6,831 億ウォンが増加、特別会計は、1999 年度よりも 382 億ウォンが減少している。

¹⁰税外収入の構成は、財産収入、経常移転収入、国公債及び借入金、繰越金、繰入金、及びその他になされる。この中で、2000 年度の場合、繰入金、財産収入、及び経常移転収入の割合が高く、国公債及び借入金の収入は 398 億ウォンに過ぎない。財政経済部 <http://sallimi.mofe.go.kr/> の資料。

表3 韓国の国税構造（対予算額比税収入の実績：2000年度）

単位：億ウォン、%

区分	2000 予算額 (A)	2000 実績 (B)	割合 (%)	
			B/A	構成
1. 内国税	545,294	677,841	124.3	82.7
所得税	156,085	175,089	112.2	21.3
法人税	113,621	178,784	157.4	21.8
相続税	100,456	9,889	98.4	1.2
資産再評価税	5,079	5,372	105.8	0.7
付加価値税	216,695	232,120	107.1	28.3
特別消費税	17,815	29,846	167.5	3.6
酒税	1,211	981	81.0	0.1
証券取引税	8,385	27,359	326.3	3.3
印紙税	4,284	3,876	90.5	0.5
その他内国税	12,072	14,525	120.3	1.8
2. 関税	48,282	57,997	120.1	7.1
3. 防衛税	-	△29	-	-
4. 交通税	94,420	84,036	89.0	10.3
合計	688,001	819,846	119.2	100.0

資料：財政經濟部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>

表3に見るように、韓国の国税は所得税が21.3%、法人税が21.8%、及び付加価値税が28.3%を占め、この三つの税目が、国税収入の70%を超えている（以上は2000年度の数値、以下同じ）¹¹。その中でも所得税が予算額に比べ12%、法人税が57%、及び消費税が7%の超過徴収があったことが表3からわかる。特に、これらの数値の中で、法人税の徴収実績に基づくと、韓国の経済が1997年末に経済（金融）危機が起きてから2年程度経過した時点で法人関連税収の伸びが著しかったことがうかがえる。また証券取引税の場合、その税収の割合は3.3%に過ぎないが、予算額に比べ3倍以上の実績がある。これは、たとえ株式取引からの短期差益を狙った証券取引とはいえ、それだけ企業活動への関心が高かったことを意味する。一方、目的税である交通税が、国税収入の約10%を占めている。交通税は、道路及び都市鉄道等の社会間接資本の財源を確保するために、揮発油（1リットル当り

¹¹国税の場合、相続税や資産再評価税などの資産関連課税の割合が低く、所得・消費課税の割合が高い。それに比べ、後述する地方税の場合には取得税・登録税などの資産課税の割合が高い。

691 ㉿)や軽油(同 160 ㉿)を課税ベースに、時限(1994-2003)を設け課される税である¹²。

次に、歳出について述べよう。表 4 と表 5 は、それぞれ一般会計と特別会計の機能別支出内訳を表したものである。

表 4 一般会計の歳出構造

単位：億㉿、%

区分	2000		1999		増減	
	(A)	割合%	(B)	割合%	(A-B)	%p
合計	874,645	100.0	805,099	100.0	69,546	
経済開発費	238,793	27.3	234,990	29.2	3,803	1.6
防衛費	154,792	17.7	139,155	17.3	15,637	11.2
教育費	127,043	14.5	114,179	14.2	12,864	11.3
社会開発費	105,997	12.1	92,003	11.4	13,994	15.2
一般行政費	81,644	9.3	78,115	9.7	3,529	4.5
地方財政交付金	82,665	9.5	67,108	8.3	15,557	23.2
債務償還及びその他	25,491	2.9	18,461	2.3	7,030	38.1
財特会計支援	58,220	6.7	61,088	7.6	△2,868	△4.7

注：債務償還は 1999 年に比べ 42.3%(5,538 億㉿)が増加した。

資料：財政經濟部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>

表 5 特別会計の歳出構造

単位：億㉿、%

区分	2000		1999		増減	
	(B)	割合	(A)	割合	(B-A)	%p
合計	559,189	100.0	534,663	100.0	24,526	
経済開発費	244,983	43.8	242,656	45.4	2,327	1.0
防衛費	12,183	2.2	11,622	2.2	561	4.8
社会開発費	104,552	18.7	102,998	19.3	1,554	1.5
一般行政費	5,748	1.0	6,090	1.1	△342	△5.6
地方財政交付金	39,809	7.1	40,292	7.5	△483	△1.2
債務償還及びその他	151,914	27.2	131,005	24.5	20,909	16.0

資料：財政經濟部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>

¹²財政經濟部(2001)『租税概要』5月。

表 4 と表 5 より、一般会計や特別会計ともに、経済開発費への支出が最も高いことがわかる。しかし、一般会計と特別会計の歳出構成は非常に異なる。一般会計の場合には、経済開発費（2000 年度一般歳出の 27.3%）だけではなく、防衛費（同 17.7%）、教育費（同 14.5%）、及び社会開発費（同 12.1%）など比較的様々な分野への支出がなされているのに対して、特別会計の場合には、経済開発、社会開発、および債務償還のために主に使われていることがわかる。

2000 年度一般会計においては、社会安全網構築、地方及び教育財政への支援拡大などで 1999 年度に比べ社会開発費、地方財政交付金、及び教育費などの支出増加が目立つ。また、2000 年度特別会計の機能別支出のうち、特に債務償還の部分が前年度よりもその支出の割合が増加したのは、一般会計の債務償還とともに、韓国が経済（金融）危機から乗り越えるために、債務償還に積極的に取り組んだことを意味する。特別会計は、18 個のその他特別会計と 5 個の企業特別会計を指しており、これらの特別会計の歳入と歳出の規模を要約して表したのが表 6 である。また、特別会計の各項目別の歳入と歳出のより詳しい内訳については、本稿末尾の付表 1 を参照されたい。

表 6 2000 年度特別会計の会計別歳入と歳出（決算額）

単位：億ウソ

区分	歳入(A)	歳出(B)	歳計余剰金 (C=A-B)	繰越額 (D)	純余剰金 (E=C-D)
その他特別会計(18 個)	590,326	559,189	31,137	17,922	13,215
・財政融資特別会計(1 個)	208,869	207,899	970	759	211
・その他特別会計(17 個)	381,457	351,290	30,167	17,163	13,004
企業特別会計(5 個)	100,581	88,686	11,895	4,884	7,011
合計	690,907	647,875	43,032	22,806	20,226

注：5 個企業特別会計とは、糧穀管理、鉄道事業、通信事業、調達特別会計、及び責任運営機関特別会計を指す。各項目の構成については、付表 1 を参照すること。

資料：財政経済部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>

表 6 に見るように、財政融資と 17 個のその他特別会計とになされる 18 個のその他特別会計だけでなく、5 個の企業特別会計においても、多額の余剰金が生じている。18 個のその他特別会計歳入対 5 個の企業特別会計との歳入額の規模比率は、およそ 6 : 1 であるのに対して、純余剰金の割合はおよそ 2 : 1 となっている。これは、比較的 5 個の企業特別会計からの余剰金が大きいことを意味する。表 6 の財政経済部の資料によると、一般会計

だけではなく、これらのその他特別会計と企業特別会計を網羅する 2000 年度統合財政収支も 5.6 兆円 (GDP の 1.1%) の黒字である。これは 1999 年度統合財政収支が 13.1 兆円 (GDP の 2.7%) の赤字であったことに比べると、大幅に改善した結果である。末尾の附表 2 には、2000 年統合財政収支の要約を載せている。

． 国と地方との財政関係

1． 会計別地方財政と政府間財政関係

中央政府は、内国税、目的税、関税収入になされる国税収入やその他の収入を用いて、国防、公共支出、社会開発など、公共サービスの提供だけではなく、地方政府への財源移転も行う。国税収入は個人所得税・法人所得税・付加価値税などの内国税、教育税・交通税・農漁村特別税などの目的税、及び関税からなる。そのうち、国税が中央政府歳入のほとんどを占めており、表 3 に見るように、個人所得税・法人所得税・付加価値税の 3 税が国税に占める割合は、70%を超える（2000 年度）。韓国の場合、支出目的が定まっている目的税の割合が高いことと、付加価値税の割合が高いことが、日本の中央政府の歳入と比べたときの主な相違点といえる。

これらの国税収入は、地方への移転財源と密接に係わっている。自治体の一般財源としての地方交付税は、内国税収入の一定の比率（2000 年からは 15%、その以前は 13.27%）が配分されており、地方譲与税は、電話税や酒税などの国税がその財源をなし、特別会計として運営している。また、国庫補助金は中央政府の一般財源から特定の事業への補助のため使われる。さらに、地方教育財政の財源は、内国税収入の 11.8%が地方教育財政交付金に、教育税全額が地方教育譲与金の財源に回されるなど、国税収入とは欠かせない関係にある。

韓国の地方財政の会計は、一般会計¹³、公企業特別会計、及びその他の特別会計になされる。この分類は、日本の場合、一般政府に含まれる地方政府の会計が、普通会計、事業会計、及びその他に分類されることと類似の分類であると言える¹⁴。もちろん、両国の地方政府の会計が、その会計別の項目までが一致することではない。韓国の一般会計と日本の普通会計の間には、地方財政調整制度や税目の名称（例えば、地方交付税や住民税とい名前）などで類似性もあるが、逆に相違点も数多く存在する¹⁵。

韓国の地方財政が、日本の地方財政の構造に比べ特に異なるのは、地方教育財政についてである。日本の場合、地方教育財政は、普通会計に組み込まれ、地方財政と地方教育財

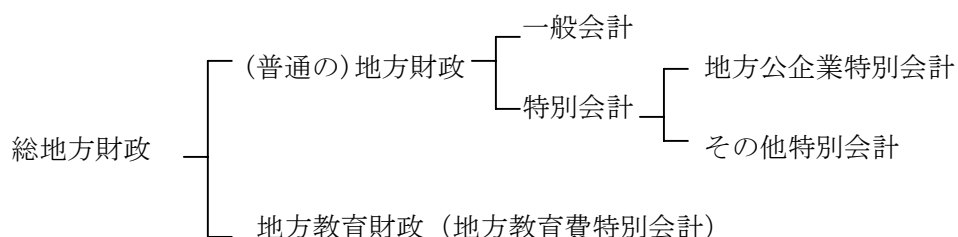
¹³日本では、地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計を「普通会計」というが（例えば、自治省（総務省）、『地方財政白書』）、韓国では一般会計という用語を使う。

¹⁴日本の場合、政府を分類するとき、一般政府と公的企業を合わせたものが、最も広い政府の範囲となる。一般政府とは、政府及び政府の代行的な性格の強いものを言い、中央政府、地方政府、及び社会保障基金からなる。この一般政府の中の地方政府に含まれる会計が、普通会計、事業会計、及びその他である。一方、公的企業とは、独立の運営主体となっているものを指す。竹内洋編（2000）『図説日本の財政』p. 43 を参照。

¹⁵たとえば、日本の一般政府に含まれる地方政府の事業会計には、公共下水道、国民健康保険、公益質屋、及び公立大学付属病院などになされるが、韓国の地方財政の公企業特別会計には、上水道、下水道、公営開発、地域開発基金、及び一部の地下鉄事業が含まれる。日本の場合、地方の公営企業会計としての事業会計は、一般政府ではなく公的企業に分類される。韓国の地方公企業には、直接経営と間接経営があり、直接経営のみが公企業特別会計に含まれるのに対して、間接経営の公企業は独立会計となっている。

政が一体（一元的）となって運営される。これに対して、韓国の場合、地方教育財政が教育以外の地方財政（以下、普通の地方財政と呼ぶ。）とは独立に運営される二元的な構造となっている。地方教育財政は、地方教育費特別会計として、教育部（文部科学省に相当）が主務官庁とし、広域自治団体レベルでの教育委員会が、地方行政機構とは分離した形で、その運営を担当している。地方教育費特別会計を除いた普通の地方財政は、行政自治部（総務省に相当）の所管である。その結果、普通の地方財政と地方教育費特別会計の内訳は別途にまとめられる。以上の関係を会計別に簡単に描いたのが図2である。

図2 会計別地方財政

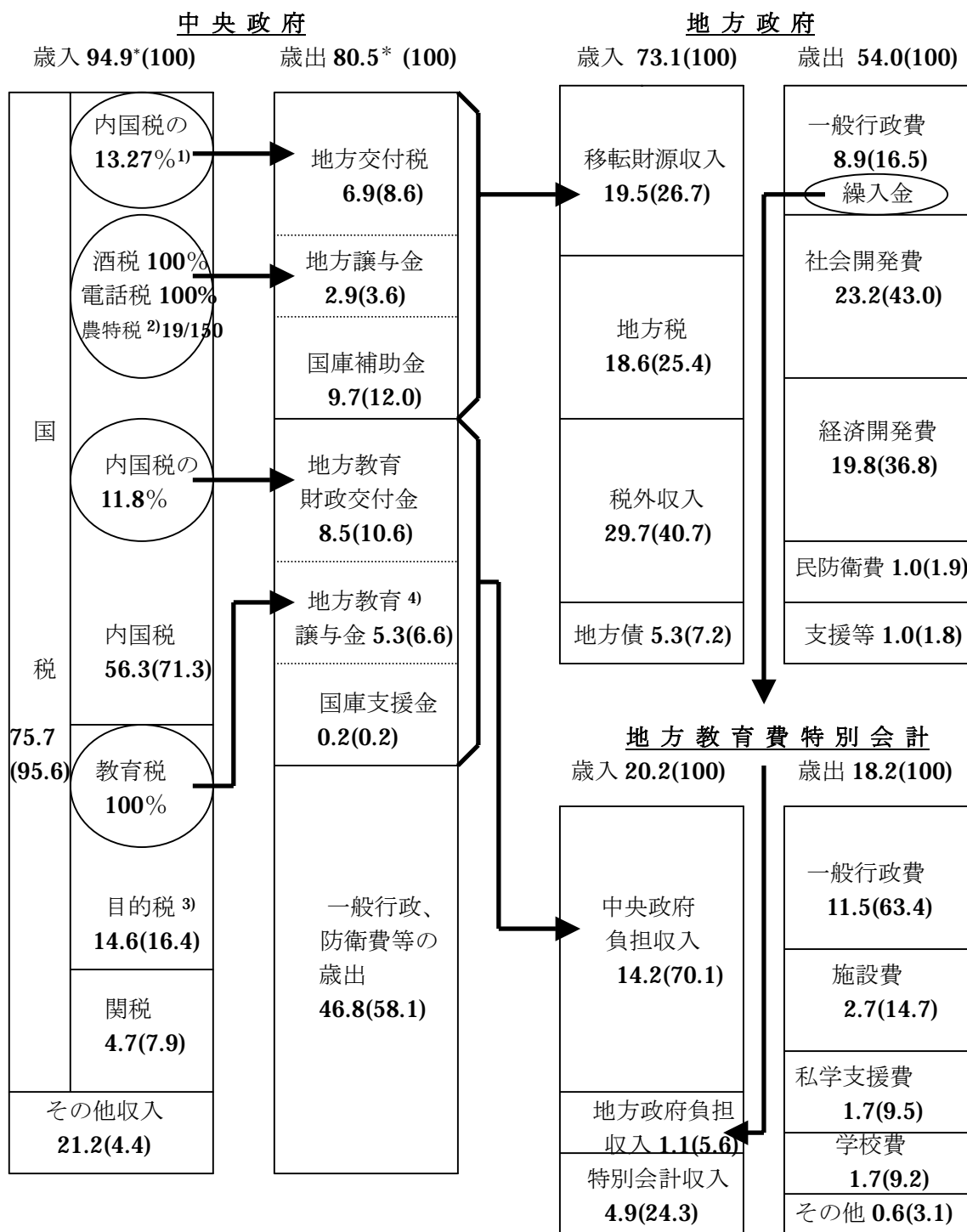


注：普通の地方財政は、行政自治部（総務省）が総括しており、地方教育財政を含めない。地方教育財政は、教育部（文部省）の管轄の下で、地方教育費特別会計として普通の地方財政とは独立的な運営が行われている。

以上の普通の地方財政や地方教育費特別会計は中央財政と密接に関連している。これらについて政府間財政関係を描いたのが図3である。図3に見るように、政府間財政関係は、地方への交付金、譲与金、及び支出金という地方財政調整制度を通じてなされる。以下ではこの地方財政調整制度について調べる。

図3 中央と地方の財政関係（1999）

単位：兆円（%）



注：*歳入は譲与金を含む総歳入額であり、歳出は一般会計の歳出額である。

1) 2000年度より内国税税収の15%となった。

2) 農特税とは、農漁村特別税額をいう。

3) 目的税には、交通税、教育税、及び農漁村特別税が含まれる。

4) 地方教育譲与金（特別会計）には、教育環境改善特別会計7千億円が含まれている。

出所：行政自治部、『地方財政年鑑』2000。

財政経済部『租税概要』2000。

2. 地方財政調整制度

1) 地方交付税

地方交付金とは、地方自治体の基本（標準）行政需要に充てるために、その用途を特定せず、一般財源にして中央政府から地方政府へ配分される移転プログラムである。地方交付税は、基本行政需要への財源保証と地域間の財政均等化に最も重要な役割を担う。地方交付税の財源は、**1999**年度まで、所得税・法人税などでなされる内国税収入の**13.27%**であったが、**2000**年度より地方財政財源の拡充のために内国税収入の**15%**に引き上げられた。内国税収入がその基準となるため、目的税や関税などは、交付税算出の対象から除外される。また、内国税のうち地方譲与税の財源となる電話税や酒税は、交付税算出の対象から除外している。

地方交付税の交付には、基準財政需要額と基準財政収入額との差額、すなわち財源不足額を基準にして、各地方公共団体に配分される。その配分を受ける地方公共団体は、広域市・道などの広域自治団体、市・郡などの基礎自治団体である。地方交付税の**11**分の**10**は、普通交付税として配分されるが、**11**分の**1**は特別の目的のために使われる。特別交付税は、自治体の財政需要が足りないときや予期していなかった天災事変などが発生したときに交付される。図3に見るように、**1999**年度地方交付税は**6.9**兆ウォンで、地方歳入の**9.4%**を占める。

2) 地方譲与金

地方譲与金は、特定の国税収入の全部や一部をその財源とし、自治体の財政基盤を拡充し、道路整備事業などを推進することによって地域の均衡発展を図るために使われる。この制度は、**1990**年韓国の税制発展審議会が、地方自治の本格的な実施に備え地方財政の拡充が必要であると判断し、日本の地方譲与税に類似な制度を建議したのがその始まりである¹⁶。同審議会は、一般財源としての地方交付税が既に存在していることを念頭に入れ、地域間の均衡発展のための特定事業についてその事業の財政需要に対応して配分することを強調した。以上のような経緯を持つ韓国の地方譲与税は、地方の社会間接資本への投資事業を支援する目的で、均衡的な地域開発とその財政補填を担うために行われる特定財源として分類される¹⁷。地方譲与金の財源は酒税収入の**100%**、電話税収入の**100%**、及び農漁村特別税の**19/150**となされる。その中でも酒税収入が最も高い¹⁸。**1999**年、地方譲与金の規模は、地方歳入の**4%**を占めている。酒税と電話税が地方譲与金の財源となった理由は、

¹⁶日本の地方譲与税は、地方道路税（全額：揮発油が課税物件）、石油ガス税（**1/2**）、自動車重量税（**1/4**）、及び航空機燃料税（**2/13**）がその財源である（括弧はその譲与率）。池田篤彦編（2000, p.187）参照。

¹⁷一方、日本の地方譲与税は一般財源として分類される。韓国ではその資金の用途を包括的に指定して移転される地方譲与金と、具体的に指定して移転される国庫補助金とが、特定財源に分類される。

¹⁸例えば、**1999**年度地方譲与金の財源となる税目の収入は、酒税は**1.8**兆ウォン、電話税**1.1**兆ウォン、農漁村特別税が**1**兆ウォンである。農漁村特別税は、租税減免額、証券取引額、取得税等に追加して課する附加税（surtax）であり、適用期間は**1994.7.1**から**2004.6.30**までである。財政經濟部『租税概要』2000参照。

これらの税目が地方税収の拡充のために国税から地方税への移譲対象税目として主張されてきたからではないかと考えられる。

3) 国庫補助金

国庫補助金は、中央政府が特定事業の実施を地方公共団体に義務付けたり奨励したりする場合に、その執行に必要な経費の一部または全部を補助するために支出するものである。より具体的に言うと、ア) 自治体が中央政府のための行政機能を行うとき、イ) 地方事業を促進する必要があるとき、ウ) 国庫補助が必要であると判断される時、及びエ) 中央政府にも便益をもたらす事業を自治体が遂行するとき、などである。このように、国庫補助金は決まった配分公式ではなく毎年伸縮的に決定される。また各対象事業によって100%の完全補助から一部補助や定額補助まで、その基準補助率も様々である。1999年度国庫補助金は9.7兆円で、地方歳入の**13.3%**を占める。

一方、図3に見るように、地方交付金、地方譲与金、及び国庫補助金を合わせると19.5兆円で、地方歳入の**26.7%**を占め、地方税の**25.4%**より高い割合となっている。

4) 地方教育財政における移転財源

既に述べたように、韓国の場合、地方教育財政を、地方教育費特別会計という特別会計として独立的に運営していることが大きな特徴である。地方教育財政は、その主な財源調達を中央政府からの移転支出に依存する構造となっている。したがって、韓国の移転財源を把握するには、普通の地方財政における地方交付税、地方譲与税、及び国庫補助金だけでなく、地方教育財政における移転財源についても調べる必要がある。

地方教育財政の財源移転システムの仕組みは、普通の地方財政のそれに倣っている。地方教育財政における財源調整制度の名前も、地方教育財政交付金、地方教育譲与金、及び国庫支援金である。これらの移転財源について説明しよう。

まず、地方教育財政交付金は、教育財政における支出目的を特定せずに、教育関連サービスを提供するための財源保証、教育財政の均等化、および標準教育サービスの需要に充てるために使われる。その財源は内国税の**11.8%**となされ、地方教育財政（地方教育費特別会計）の中で、最も重要な収入源である。地方教育財政交付金は地方交付税と異なり、市道という広域団体を基準にその配分が行われる。

次に、地方教育譲与金についてである。韓国租税構造の特徴の一つとしては、教育税、農漁村特別税、交通税などの目的税が占める割合が高いことについては既に述べた。その目的税の一つである教育税全額が地方教育譲与金の財源となって地方教育譲与金特別会計に繰入れられる。この地方教育譲与金は、地方教育財政交付金とは違って、教育環境の改善と教員厚生の上昇のために用いられる特定財源である。しかし、実際の運用においては、地方教育財政交付金との区別が付かないのが現状である。

最後に国庫支援金（教育補助金）は、（地方への）国庫補助金のように、中央政府と地

方公共団体が利害関係を持つ事業に対して、その用途を特定し支給する依存財源である。教育補助金が教育関連事業の補助金に限定されるのに対して、国庫補助金はその範囲が教育以外の事業に及ぶ。図 3 に見るように、地方教育財政交付金、地方教育譲与金、及び国庫補助金を合わせた規模は **14.2** 兆円で、地方教育費特別会計の **70%** を占めている。

．地方の歳入と歳出構造

既に述べたように、普通の地方財政においては、移転財源への依存度が低く現れるが、地方教育財政や税外収入の内訳までを考慮すると、その依存度は格段に高くなる。ここでは、普通の地方財政における自治体間の歳入構造について調べる。表 7 は、1999 年度、広域と基礎自治体間における歳入項目の構成を示したものである。

表 7 自治体別の歳入構成（1999）

単位：％

	合計	広域自治団体			基礎自治団体			
		ソウル 特別市	広域市	道	ソウル 自治区	広域市 自治区	市	郡
合計（兆ウォン）	(73.1)	(9.6)	(14.0)	(17.5)	(2.0)	(2.1)	(18.8)	(9.1)
合計 　　％	100	100	100	100	100	100	100	100
移転財源	26.7	10.1	18.9	52.2	0.6	3.5	16.7	38.9
地方交付税	9.5	0.8	1.8	8.5	0.1	2.8	12.3	29.9
地方譲与金	4.0		2.2	5.8		0.0	4.2	8.5
補助金	13.2	9.3	14.8	37.9	0.5	0.7	0.1	0.6
地方税	25.4	49.8	26.8	23.3	39.5	31.1	18.9	10.5
税外収入	40.7	29.6	39.1	18.6	59.3	63.6	60.0	48.0
地方債	7.2	10.5	15.3	5.9	0.6	1.8	4.3	2.7

注：地方交付税には、増額交付金を含む。

出所：行政自治部、『地方財政年鑑』2000.

まず、移転財源について見てみよう。地方歳入に占める割合は平均 **26.7%** であるが、移転財源の自治体間の分布は様々である。表 7 に基づいて、普通の地方財政における移転財源の配分上の特徴について述べよう。第 1 に、移転財源のほとんどが広域自治体「道」と、道に属する基礎自治体「市郡」に配分されていることが指摘できる。道の場合、移転財源が地方歳入に占める割合は **52.2%** に達する。市・郡の場合にはそれぞれ **16.7%**・**38.9%** に達しており、特に郡の交付税への依存が高いことがわかる。これは、比較的産業化が進んでいない地域である郡が基準財政収入額と基準財政需要額との格差が大きいことを意味する。第 2 に、広域自治体の場合、移転財源のほとんどは交付税ではなく、補助金として行われることである。これは広域自治体の場合、交付税はわずかしか交付されないが、補助金として中央との財源調整が行われることを意味する。道の場合、その歳入の **37.9%** を

補助金に頼っており、特別市や広域市の場合にも、交付税はわずかしか交付されないが、補助金の形で中央との財源調整が行われる。表 7 に見るように、特別市と広域市の場合、補助金が歳入に占める割合はそれぞれ **9.3%**と **14.8%**である。地方譲与金も、そのほとんどが道や、道に属する市郡に配分される。地方譲与金の趣旨が、本来道路整備などの社会資本整備にあることを考慮すると、地方譲与金が主に、道地域への社会資本整備に使われることを裏付ける。

次に、地方税についてみよう。表 7 より、地方税は全体的に地方歳入の **4 分の 1**に過ぎないことがわかる。広域自治体であるソウル特別市の場合、歳入のおよそ半分を地方税の頼っているのに対して基礎自治体である郡の場合、歳入に占める地方税の割合はわずか **10%**に過ぎない。自治体間の地方税の格差が激しいことが、韓国の地方財政構造における大きな問題となっている。

3 番目に、税外収入について述べよう。税外収入が歳入に占める割合は、平均 **40.7%**であるが、それを自治体別に見ると、広域自治体よりも基礎自治体の方が、格段に高く現れる。表 7 より、ソウル特別市、広域市、及び道の税外収入の割合は、それぞれ 29.6%、39.1%、及び 18.6%となっているのに対して、これらの自治体であるソウル自治区、広域市自治区、及び市・郡の税外収入の割合は、それぞれ 59.3%、63.6%、及び 60.0%・48.0%となっており、広域自治体と基礎自治体との差がどれ程大きいかが一目瞭然と現れる。しかし、直接的な移転財源ではないが、税外収入にも間接的に移転財源が含まれていることに注意を要する。税外収入には非常に多額の繰越金が含まれている。繰越金が当該年度に使い切っていない歳入であることを勘案すると、税外収入には実際、移転収入をも含むことになる。ということは歳入に占める税外収入のウェートが高いほどそれだけ移転財源の割合も高くなることを意味する。したがって、税外収入の依存度の高い基礎自治体の方が、広域自治体に比べ、表 7 に現れている移転財源の数値よりも、実際には中央からの移転財源に一層依存する構造となるのである。

最後に、地方債について述べよう。韓国は地方歳入の **7.2%**を地方債に依存している。この水準は、日本の地方歳入に占める地方債の依存度が **12.8%**に比べると低い水準である¹⁹。広域市の場合、地下鉄建設などのために地方債を増発したため、特に広域市の地方債への依存度が高くなっている。

以上、歳入を中心に述べたが、次に地方政府の歳出について簡単に見てみよう。表 8 は最近の地方歳出の推移を示したものである。

¹⁹総務省編(2001)『地方財政白書』。

表 8 地方財政の歳出推移

単位：%

年 度	1996	1997	1998	1999
合計 %(兆円)	100(44.4)	100(51.0)	100(51.6)	100(54.0)
一般行政費	18.7	17.6	17.2	16.5
社会開発費	36.5	39.3	40.9	43.0
経済開発費	41.6	39.8	36.6	36.8
民防衛費	1.9	2.2	1.9	1.9
支援及びその他	1.3	1.1	3.3	1.8

出所：行政自治部、『地方財政年鑑』1997, 1998, 1999, 2000。

表 8 に見るように、自治体の歳出は、社会開発費(例えば、1999 年地方歳入の 43.0%)、経済開発費(同 36.8%) が主な支出項目である。これは、地方政府の主な役割が、公共サービスの提供による資源配分機能を最も重視するからである。また、表 8 は地方教育費特別会計が含まれていない数値であることに注意を要する。地方教育への支出をも考慮すると、韓国の地方政府は、社会開発費と経済開発費に加え、教育費も主な支出項目となる。一方、社会保障支出は、社会開発費の一項目として含まれるが、その支出の割合は高くない。地方政府は、地方教育費特別会計を除いた歳入のうち、1997 と 1998 年度に、それぞれ 8.2% と 7.5% を、社会保障のために支出している²⁰。

²⁰ 行政自治部、『地方財政年鑑』1998、1999。

・ 韓国の財政構造に係わる政策課題

今まで韓国における中央政府の歳入と歳出、政府間財政関係、及び地方政府の歳入と歳出の構造について述べたが、ここでは財政構造と関連して、一般政府すなわち中央政府と地方政府の財政構造に係わる主な政策課題について議論する。

まず、財政構造や財政範囲に係わる政策課題についてである。この課題は、公的部門の役割分担を決めることであり、その役割分担を調整することは、地方政府よりも中央政府のレベルでないと不可能に近いといえるので、この政策課題は中央政府における政策課題と行ってよいだろう。このような財政の範囲が明確でないことから来る問題について、既存の研究と絡んでより具体的に述べよう。

財政政策の効果を分析するためには、政府部門と民間部門との区別を明確にし、財政が民間経済に及ぼす影響を体系的に分析する必要がある。この立場に立つのが玉（1997 と 2001）である。彼の研究では、国際通貨基金(IMF)や国連で用いられる政府の分類方法に従い、統合財政や予算の範囲を整備する必要があるという。彼によると、予算科目の組織単位別（部署別）への転換や中央官署（予算局）による厳格な予算配分額の提示が必要であるとしている。しかし、彼の研究では、単にその必要性を言及するに止まっており、実際に統合財政や予算再整備がどれ程の効果があるかについての分析までは及んでいない。財政活動の範囲を財政経済部が出している統合財政範囲と関連し、実際に韓国の財政赤字の問題を取り上げている研究として李・趙（1995 と 1996）がある。李・趙の研究では、政府支出の多くが政府投資機関や民間管理基金を通じてなされてきたこと、また金融部門が政策金融という形で財政活動に準ずる役割を果たしてきてこと、について財政収支（赤字）の概念を用いて実証分析を行う。彼らの研究結果によると、政府投資期間や公共金融機関を統合財政の範囲に含めると、既存の財政収支に 2 倍程度大きい影響を及ぼすという。また、財政によるマクロ経済政策への効果を分析する黄（1996）は、韓国では韓国銀行による政策金融の形で、金融部門が財政機能を担ってきた経緯があることを指摘し、財政の政策課題は、韓国銀行などの金融部門によって行われる政策金融の運営分を財政に移管することが必要であると主張する。さらに、黄（1996）は、韓国経済の担税能力と公共余裕資金の統合運営、及び中長期国債市場の育成必要性などを考慮すると、政策金融の財政への移管が有力な政策手段となりうるという。上述した李・趙の研究は、韓国における政策金融が財政機能の相当部分を担当してきたことについて、民間金融基金の貸借対照表の資料を用いて間接的に検証する研究ともいえよう。

以上の研究や本稿での議論に基づくと、韓国財政構造において以下のような構造的な問題点を指摘することができよう。まず、韓国の財政政策が金融部門と深く係った形で、その政策機能を担ってきたことからの問題点である。これは金融と財政政策が明確に区別されていないことを意味する。良い面からすると、財政政策と金融部門とが深く関連していることは、両政策の連携を考慮した政策といえるかもしれないが、悪い面からすると、財

政政策と金融政策の効果が曖昧となり、責任のある政策が実施しにくかったことをも意味する。1997 年末経済（金融）危機が起きたとき、韓国銀行と財政経済部との間に金融危機に関する責任を擦り付けようとしたことも、財政と金融機能が明確に区別していなかったことと深く関係している。経済（金融）危機の教訓からしても、財政と金融との区別による政策責任の明確化が重要となる。これは、図 1 に示した公的部門の管轄範囲を明確にすることにも繋がる。

次に、政府間財政関係と絡んで公共サービスの提供に伴う便益とその負担との対応からの政策課題についてである。韓国の場合、地方税の負担が、地方公共サービスの価格として認識される体系となっていない²¹。これは、言い換えると、地方政府が、地方税よりもむしろ中央からの移転財源に強く依存する体質であることを意味する。移転財源への依存度が高いことは韓国と日本が共通する点であるが、韓国は日本に比べ地方公共サービスの整備が整っていない。しかし、問題はこれから韓国が地方公共サービスの整備をどう進めていくかである。その際、何よりも求められるのが、地方公共サービスの提供と地方税とを結び付ける地方財政調整制度や地方税体系を構築できるかどうかである。これは、以下に述べる地方財政の構造上の問題点やその政策課題とも深く関連している。

最後に、地方政府の財政構造上の問題点と、それに係わる政策課題についてである。地方分権という言葉がキー・ワードとして言われる中、中央財政とともに、財政の両輪の一つをなす地方財政についてその構造的な問題を取り上げることが非常に重要であることは言うまでもない。地方財政構造における最も重要な政策課題は、現在韓国地方財政が置かれている財政上の脆弱性、言い換えると中央政府への強い依存性をどう改善していくかである。もちろん図 3 に現れているように、地方政府は中央政府に強く依存しているため、地方財政における問題点は、地方政府のみに終わる話ではない。

韓国では、1995 年地域住民による地方議会議員や自治体の長の選挙が行われたのを皮切りに、法的あるいは形式的には地方自治の環境が殆ど整ったといえるが、人的資源や財源での脆弱性は依然として残っている。地方の一般財源の拡充を目的に、2000 年度から地方交付税を今までの内国税収入の 13.27%を 15%に確充した。しかし、それよりも重要な政策課題といえるのは、どうすれば自主財源である地方税や税外収入の収入を地方自治に見合う制度に改革できるかである。現在は、地域間の経済格差は激しく、各地域における安定的な税収入を確保することが非常に難しい状況である。地方財政の場合、地方公共サービスの提供による便益とその費用との対応関係という観点から地方税の整備が喫緊の課題といえる。より具体的に言うと、韓国の資産関連地方税は、日本とは違って、市道税としての取得税と登録税が主な財源となっている。しかし取得税と登録税は、本来の資産保有に課される資産課税とはその性格が異なる取引資産課税であり、地方公共サービスへの対価としての税目とは言い難い。地方財政の中でもその改革課題として何よりも要求されるのが、便益と負担との対応関係を充実にする資産関連課税の構築と言えよう。

²¹詳しくは、鞠重鎬(2001)を参照すること。

参考文献

- Korean Research Institute for Local Administration (1997), *Local Government in Korea*.
- Kook, Joong Ho (2000), "Intergovernmental Fiscal Relationship and Transfers in Korea," *Hitotsubashi Journal of Economics* 41, No.2 (Dec), 137-151.
- Ministry of Finance(2000), *Korean Taxation*.
- Moon, Chang-Soo (1999), eds. *Local Government in Korea*, Korea Local Authorities for International Relations.
- 横浜市『横浜市の財政状況 平成12年度』12月。
- 加藤治彦編(2001)『図説日本の財政』東洋経済新報社。
- 韓国銀行(各年)『経済統計年報』。
- 韓国銀行(2001)『調査統計月報』3月。
- 韓国都市行政研究所(2000)『地方行政区域年鑑』。
- 韓国統計庁, <http://www.nso.go.kr/>。
- 鞠重鎬(1998)『地方財政と教育財政の統合方策』韓国租税研究院。
- 鞠重鎬(2000)「韓国の地方自治体と地方財政について」『地方債月報』第248号(3月)地方債協会、54-61。
- 鞠重鎬(2001)「広域自治団体と基礎自治団体における地方税の日韓比較」韓国地方財政学会2001年度秋期国際学術大会招請 発表論文、9月14日。
- 教育部(各年)『教育統計年報』。
- 玉東石(1997)『韓国の公共部門と統合財政の範囲』韓国租税研究院。
- 玉東石(2001)「韓国の予算過程における三つの課題」『公共経済』第6巻 第1号、231-262。
- 行政自治部『地方財政年鑑』1997,1998,1999,2000。
- 国税庁(各年)『国税統計年報』。
- 財政經濟部, <http://www.mofe.go.kr/>、<http://sallimi.mofe.go.kr/>。
- 財政經濟部『財政金融統計』2001、1/4半期。
- 財政經濟部『租税概要』2000、2001。
- 石弘光(2001)『税制ウォッチング』中公新書1591。
- 総務省編(2001)『地方財政白書』財務省印刷局。
- 大蔵省(財務省)(各年度)『財政金融統計月報』(租税特集)。
- 地方分権推進委員会(2001)『地方分権推進委員会最終報告 一分権型社会の創造:その道筋一』6月14日。
- 池田篤彦編(2000)『図説日本の税制』財経詳論社。
- 李昌鏞・趙潤濟(1995)『財政政策基調の測定及び運用に関する研究』韓国租税研究院。
- 李昌鏞・趙潤濟(1996)「韓国の財政赤字規模」、崔洸 編『政府と経済』時事英語社、236-257。
- 尹建永・羅城麟(2001)「韓国の政府債務と財政健全性」『公共経済』第6巻 第1号、143-174。
- 竹内洋編(2000)『図説日本の財政』東洋経済新報社。

付表 1 特別会計の会計別歳入歳出内訳

単位：億ウォン、%

項目	予算額 (A)	歳入		歳出		歳計余剰 金 (B-C)
		金額(B)	B/A	金額(C)	C/A	
財政融資	220,540	208,869	94.7	207,899	94.3	970
国有財産管理	12,996	12,706	97.8	11,946	91.9	760
農漁村構造改善	58,248	63,167	108.4	59,094	101.5	4,072
農漁村特別税	16,293	23,917	146.8	16,493	101.2	7,424
交通施設	123,310	127,865	103.7	120,520	97.7	7,345
登記	1,694	1,692	99.8	1,560	92.1	132
地方譲与金管理	36,710	37,810	103.0	36,422	99.2	1,388
教導作業	375	400	278.1	271	720.	129
軍人年金	10,593	10,431	87.1	10,429	98.5	2
地方教育譲与金	52,237	54,907	105.1	50,578	96.8	4,329
エネルギー及び資源事業	22,543	20,056	89.0	19,206	85.2	850
環境改善	10,505	10,560	100.5	10,203	97.1	357
国立医療院	611	491	80.5	475	77.9	16
土地管理及び地域	3,082	3,016	97.9	1,977	64.2	1,039
郵便局保険	2,457	3,596	146.3	3,560	144.9	35
自動車交通管理	411	2,080	507.3	252	61.5	1,828
特許管理	1,466	1,763	120.2	1,302	88.8	461
教育環境改善	7,000	7,000	100.0	7,000	100.0	-
小計	581,072	590,326	101.6	559,188	96.2	31,137
糧穀管理	12,168	11,562	95.0	11,397	93.7	165
鉄道事業	43,896	41,888	95.4	38,740	88.3	3,148
通信事業	35,959	42,252	97.6	34,139	94.9	8,113
調達	1,960	2,203	112.4	1,981	101.0	223
責任運営機関	2,697	2,676	99.2	2,430	90.1	246
小計	96,680	100,581	104.0	88,687	91.7	11,895
合計	677,752	690,907	101.9	647,875	95.6	43,032

資料：財政經濟部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>

付表 2 2000 年度統合財政収支の要約（決算暫定値）

単位：10 億ウォン、%

	1999 年度	2000 年度
A. 収入(Ⅱ+Ⅵ)	107,923	133,584
Ⅱ. 経常収入(Ⅲ+Ⅳ+Ⅴ)	106,537	132,366
Ⅲ. 国税収入	75,658	92,826
Ⅳ. 社会保障寄与金	12,008	15,934
Ⅴ. 税外収入	18,871	23,606
Ⅵ. 資本収入	1,386	1,218
B. 支出及び純融資(Ⅱ+Ⅴ)	120,988	128,007
Ⅱ. 支出(Ⅲ+Ⅳ)	101,236	108,259
Ⅲ. 経常支出	76,798	82,667
Ⅳ. 資本支出	24,438	25,592
Ⅴ. 純融資	19,752	19,748
C. 統合財政収支(A-B)	△13,065	5,577
統合財政収支の GDP に対する割合	△2.7	1.1

注：表の統計値は累積値である。

資料：財政經濟部 <http://sallimi.mofe.go.kr/>